平成２９年（フ）第６８号
長崎県大村市桜馬場１丁目218番地１　桜馬場団地Ａ棟106号
債務者　立石　清美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
長崎県大村市桜馬場１丁目218番地１　桜馬場団地Ａ棟106号
債務者　立石和佳子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第７号
埼玉県秩父市宮側町16番９号
債務者　高山　征子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
静岡市清水区西高町16番８号、旧住所静岡市清水区木の下町420番地
債務者　池ヶ谷鈴枝
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　露木　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
石川県輪島市門前町皆月口24、住民票上の住所石川県かほく市横山タ221番地６　住民票上の前住所金沢市高柳町２の13番地１（アベニューヒルズＫ・１Ｆ）
債務者　木山　敬介
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小薗　秀臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第１５５８号
札幌市清田区北野６条２丁目10番15号
債務者　西部　優子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８０号
北海道河東郡音更町東通11丁目１番地71
債務者　岩本　峰央
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
三重県四日市市笹川９丁目７番地１　公団29―206
債務者　花田　浩一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石脇　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１５１１号
札幌市北区百合が原４丁目９番20―102号
債務者　福島　邦治
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７４号
札幌市北区拓北２条３丁目４番14号
債務者　松永　結花
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７８号
札幌市白石区南郷通14丁目北６番30―206号
債務者　野呂　正継
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８５号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目８番15―307号
債務者　藤枝　久子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５９０号
札幌市北区新琴似５条４丁目４番35号
債務者　北島　順一
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０２号
札幌市西区発寒13条３丁目１番26―303号
債務者　佐藤　眞澄（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５９号
群馬県高崎市上小鳥町34番地２
債務者　坂本みどり
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１６２号
群馬県富岡市田篠1238―２　79―Ｆ棟―60号、住民票上の住所群馬県富岡市中高瀬769番地３　石井アパートＥ―２
債務者　安瀬　朋昭
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部